

○国土交通省令第四十八号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の一部及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年七月十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（水防法施行規則の一部改正）

第一条 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法(以下「法」という。)第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域(以下単に「洪水浸水想定区域」という。)の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨(以下単に「想定最大規模降雨」という。)によつて堤防その他の施設(以下「堤防等」という。)の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

2／6 (略)

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

第一条の二 法第十四条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設(法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入力することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項(同条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除

改正前

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法(以下「法」という。)第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域(以下単に「洪水浸水想定区域」という。)の指定は、同項に規定する想定最大規模降雨(以下単に「想定最大規模降雨」という。)によつて堤防その他の施設(以下「堤防等」という。)の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。

2／6 (略)

(新設)

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

く。)とする。

一〇三 (略)

四 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨(次条第二項において「計画降雨」という。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトに他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 (略)

(雨水出水浸水想定区域の指定)

第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域(以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。)の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域(以下この項において「河川等」という。)に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 (略)

(雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準)

第四条の二 法第十四条の二第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若し

一〇三 (略)

四 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨(第三条第二項において「計画降雨」という。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

第三条 法第十四条第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトに他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 (略)

(雨水出水浸水想定区域の指定)

第四条 法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域(以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。)の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域(以下この項において「河川等」という。)に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 (略)

(新設)

くは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

(雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(削る)

2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 (略)

(高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準)

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高

(雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第五条 法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

(新設)

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 (略)

(新設)

潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入力することができることとする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〜六 (略)

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設(法第十五条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〜六 (略)

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第七項」と読み替えるものとする。

(下水道法施行規則の一部改正)

第二条 下水道法施行規則(昭和四十二年建設省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(操作規則)</p> <p>第四条の四 法第七条の二第一項(法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。)の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 操作施設の操作の基準に関する事項 二 操作施設の操作の方法に関する事項 三 操作施設の操作の訓練に関する事項 四 操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項 五 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項 六 操作施設を操作するため必要な水象の観測に関する事項 七 操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項 八 その他操作施設の操作に関し必要な事項 <p>(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)</p> <p>第四条の五 (略)</p>
改正前	<p>(新設)</p> <p>(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)</p> <p>第四条の四 (略)</p>

(河川法施行規則の一部改正)

第三条 河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(国土交通大臣による特定維持の公示) <u>第七条の七</u> 令第十条の九第一項の公示は、官報に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合において公示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。</p> <p>(この省令の規定の準用河川への準用) 第三十八条の四 第一条、第二条、第四条から第六条まで、<u>第七条第三号</u>、<u>第七条の二</u>、<u>第七条の六</u>、<u>第七条の七</u>、<u>第八条第一項</u>、<u>第九条から第十八条まで</u>、<u>第十八条の六から第三十三条の十三まで</u>、<u>第三十五条</u>、<u>第三十六条</u>、<u>第三十七条</u>、<u>第三十九条</u>、<u>第四十条及び第四十二条</u>の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表 略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(新設) (この省令の規定の準用河川への準用) 第三十八条の四 第一条、第二条、第四条から第六条まで、<u>第七条第三号</u>、<u>第七条の二</u>、<u>第八条第一項</u>、<u>第九条から第十八条まで</u>、<u>第十八条の六から第三十三条の十三まで</u>、<u>第三十五条</u>、<u>第三十六条</u>、<u>第三十七条</u>、<u>第三十九条</u>、<u>第四十条及び第四十二条</u>の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表 略)</p>

(都市計画法施行規則の一部改正)

第四条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)。

は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条の四）</p> <p>第二章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）</p> <p>第十三条の三 法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ（略）</p> <p>第四十三条の九（略）</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条の三）</p> <p>第二章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）</p> <p>第十三条の三 法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者</p> <p>ニ（略）</p> <p>第四十三条の九（略）</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ）</p>

（）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面

イ〜ハ（略）

二 二面以上の建築物の断面図（地区整備計画において建築物の敷地の地盤面又は居室の床面の高さの最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺五十分の一以上のもの

三・四（略）

五 令第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積にあつては、当該堆積を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
六（略）

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

（略）

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木材の伐採
土石、廃棄物又は再生資源の堆積す。

について、下記により届け出ます。

（略）

4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	平方メートル		
(4) 行為の種類別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）	届出部分	届出以外の部分	合計	平方
(2)	(i) 敷地面積			

（）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面

イ〜ハ（略）
（新設）

（新設）

三・四（略）
（新設）

（新設）

五（略）

別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）

地区計画の区域内における行為の届出書

（略）

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木材の伐採

について、下記により届け出ます。

（略）

4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積	平方メートル		
(4) 行為の種類別（建築物の建築・工作物の建設）（新築・改築・増築・移転）	届出部分	届出以外の部分	合計	平方
(2)	(i) 敷地面積			

建 工 作 物 の 設 計 の 概 要	(ii) 建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(iii) 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(iv) 敷地の地盤面の高さからメートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(v) 高さ地盤面からメートル	平方メートル	用途	
(3) 建築物等の用途の変更	(4) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
	平方メートル			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積	平方メートル	平方メートル	
(6) 土石、廃棄物又は再生资源の堆積	物件の堆積を行う土地の面積	平方メートル	物件の種類	
	平方メートル			

備考
1～5 (略)

6 敷地の地盤面の高さ及び居室の床面の高さは、地区整備計画にお

建 工 作 物 の 設 計 の 概 要	(ii) 建築又は建設面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(iii) 延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(iv) 高さ地盤面からメートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	(v) 緑化施設の面積	平方メートル	用途	
(3) 建築物等の用途の変更	(4) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途	
	平方メートル			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 木竹の伐採	伐採面積	平方メートル	平方メートル	

備考
1～5 (略)

(新設)

<p> <u>7</u> (略) <u>8</u> (6)物件の種類欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の内容を記載すること。 </p>	<p> <u>9</u> (略) (新設) </p>
--	---------------------------------

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(住宅団地の規模)</p> <p>第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号。以下「令」という。）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。</p> <p>一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数</p> <p>イ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合 五戸</p> <p>(1) 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第四号に規定する浸水想定区域</p> <p>(2) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域</p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(4) (6) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(集団移転促進事業計画の軽微な変更)</p> <p>第四条 法第三条第六項に規定する集団移転促進事業計画の変更で国土</p>
改正前	<p>(住宅団地の規模)</p> <p>第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。</p> <p>一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数</p> <p>イ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合 五戸</p> <p>(1) 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域</p> <p>(2) 水防法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域</p> <p>(3) 水防法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域</p> <p>(4) (6) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(集団移転促進事業計画の軽微な変更)</p> <p>第四条 法第三条第六項に規定する集団移転促進事業計画の変更で国土</p>

交通省令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」といい、令第二条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。）内の住宅、同条各号に掲げる施設又は法第三条第二項第五号に規定する公共施設の配置の変更

二 (略)

(都道府県の集団移転促進事業計画の策定)

第六条 法第六条の規定に基づき都道府県が集団移転促進事業計画を定める場合における別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第三号様式の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(法第八条各号に掲げる経費)

第七条 法第八条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第八条第一号に掲げる経費 適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用と当該用地の造成に要する工事費との合算額で国土交通大臣が定めるところにより算定した額
- 二 法第八条第二号に掲げる経費 法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が八パーセントをこえる場合にあっては、年利率八パーセントとして算定した額とし、その額が国土交通大臣の定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額とする。）を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額
- 三 法第八条第三号に掲げる経費 同号に掲げる次の公共施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

交通省令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第二項に規定する住宅団地（以下「住宅団地」という。）内の住宅又は法第三条第二項第五号に規定する公共施設の配置の変更

二 (略)

(新設)

(法第七条各号に掲げる経費)

第六条 法第七条各号に掲げる経費の範囲及びその算定方法に関しては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第七条第一号に掲げる経費 適正な時価を基準として算定した住宅団地の用地の取得に要する費用と当該用地の造成に要する工事費との合算額で国土交通大臣が定めるところにより算定した額
- 二 法第七条第二号に掲げる経費 法第三条第二項第二号に規定する移転者（以下「移転者」という。）に対し、当該移転者が住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入を目的として借り入れた資金の利子相当額（当該資金の年利率が八パーセントをこえる場合にあっては、年利率八パーセントとして算定した額とし、その額が国土交通大臣の定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額とする。）を一括して補助する経費として、市町村が補助した金額の合算額
- 三 法第七条第三号に掲げる経費 同号に掲げる次の公共施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

アゝカ (略)

四 法第八条第四号に掲げる経費 移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合（住宅の用に供されている土地の所有者を確知することができない場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額

五 法第八条第五号に掲げる経費 同号に掲げる施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

六 法第八条第六号に掲げる経費 同号に規定する補助に要する経費として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が国土交通大臣が定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額）の合算額

別記第三号様式

(略)

集団移転促進事業計画変更届出書

(略)

備考 住宅、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令第2条各号に掲げる施設又は公共施設の配置の変更にあつては、変更前と変更後の配置状況がわかる土地利用図を添付すること。

アゝカ (略)

四 法第七条第四号に掲げる経費 移転促進区域内に所在する農地及び宅地の買取り（当該移転促進区域内に所在する全ての住宅の用に供されている土地を買い取る場合（住宅の用に供されている土地の所有者を確知することができない場合その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）に要する費用として、これらの地域が災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額

五 法第七条第五号に掲げる経費 同号に掲げる施設の工事費として、国土交通大臣が定めるところにより算定した工事費

六 法第七条第六号に掲げる経費 同号に規定する補助に要する経費として、移転者に対し、市町村が補助した金額（当該金額が国土交通大臣が定める額をこえる場合にあつては、国土交通大臣の定める額）の合算額

別記第三号様式

(略)

集団移転促進事業計画変更届出書

(略)

備考 住宅又は公共施設の配置の変更にあつては、変更前と変更後の配置状況がわかる土地利用図を添付すること。

(国土交通省関係南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第六条 国土交通省関係南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則(平成二十五年国土交通省令第一百一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）第七条の規定の適用については、同条中「法第八条各号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第八条各号」と、同条第一号中「法第八条第一号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十六条の規定により読み替えて適用する法第八条第一号」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該取得及び造成後に譲渡する場合にあつては、当該合算額から適正な時価を基準として算定した当該譲渡に係る対価の額を控除した額）」とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）第六条の規定の適用については、同条中「法第七条各号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条各号」と、同条第一号中「法第七条第一号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条第一号」と、「住宅団地」とあるのは「住宅団地（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第七条各号に掲げる施設の用に供する土地を含む。第三号において同じ。）」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該取得及び造成後に譲渡する場合にあつては、当該合算額から適正な時価を基準として算定した当該譲渡に係る対価の額を控除した額）」と、同条第三号中「法第七条第三号」とあるのは「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十六条の規定により読み替えて適用する法第七条第三号」とする。</p>

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第七条 独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 法第十一条第二項第一号に規定する防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律百三十二号)第十二条に規定する業務に関する事項</p> <p>十九 法第十一条第二項第二号に規定する被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十二条第一項に規定する業務に関する事項</p> <p>二十 法第十一条第二項第三号に規定する密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十条に規定する業務に関する事項</p> <p>二十一 法第十一条第二項第四号に規定するマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第一百五条の二に規定する業務に関する事項</p> <p>二十二 法第十一条第二項第五号に規定する地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十二に規定する業務に関する事項</p> <p>二十三 法第十一条第二項第六号に規定する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第七十四条に規定する業務に関する事項</p> <p>二十四 法第十一条第二項第七号に規定する福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十条及び第四十二条に規定する業務に関する事項</p> <p>二十五 法第十一条第二項第八号に規定する大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第三十七条に規定する業務に関する事項</p> <p>二十六 法第十一条第二項第九号に規定する海外社会資本事業への我</p>	<p>第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十八 法第十一条第二項第一号に規定する被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十二条第一項に規定する業務に関する事項</p> <p>十九 法第十一条第二項第二号に規定する密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十条に規定する業務に関する事項</p> <p>二十 法第十一条第二項第三号に規定するマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第一百五条の二に規定する業務に関する事項</p> <p>二十一 法第十一条第二項第四号に規定する地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十二に規定する業務に関する事項</p> <p>二十二 法第十一条第二項第五号に規定する東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第七十四条に規定する業務に関する事項</p> <p>二十三 法第十一条第二項第六号に規定する福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十条及び第四十二条に規定する業務に関する事項</p> <p>二十四 法第十一条第二項第七号に規定する大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第三十七条に規定する業務に関する事項</p> <p>二十五 法第十一条第二項第八号に規定する海外社会資本事業への我</p>

が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）
第六条に規定する業務に関する事項

二十七～三十四（略）

（区分経理）

第十一条 機構の費用及び収益に関する経理については、それぞれ内訳として次に掲げる業務に係るものに区分するものとする。

一（略）

二 次に掲げる業務

イ 法第十一条第一項第六号及び第十六号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第二号の業務並びに同条第三項各号の業務（これらの業務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に係るものに限る。）

ロ 法第十一条第二項第六号及び第七号の業務

三（略）

が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）
第六条に規定する業務に関する事項

二十六～三十三（略）

（区分経理）

第十一条 機構の費用及び収益に関する経理については、それぞれ内訳として次に掲げる業務に係るものに区分するものとする。

一（略）

二 次に掲げる業務

イ 法第十一条第一項第六号及び第十六号の業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号の業務並びに同条第三項各号の業務（これらの業務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に係るものに限る。）

ロ 法第十一条第二項第五号及び第六号の業務

三（略）

(国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部改正)

第八条 国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成二十三年国土交通省令第九十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(集団移転促進事業の特例)</p> <p style="text-align: center;">第十一条 (略)</p> <p>2 特定集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法施行規則第七條の規定の適用については、同条中「<u>法第八條各号</u>」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第八條各号」と、同条第一号中「<u>法第八條第一号</u>」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第八條第一号」と、「住宅団地」とあるのは「住宅団地(移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地を含む。以下同じ。)」と、「合算額」とあるのは「合算額(当該取得及び造成後に譲渡する場合にあつては、適正な時価を基準として算定した当該譲渡に係る対価の額を控除した額。)」と、同条第三号中「<u>法第八條第三号</u>」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第八條第三号」とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(集団移転促進事業の特例)</p> <p style="text-align: center;">第十一条 (略)</p> <p>2 特定集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法施行規則第六條の規定の適用については、同条中「<u>法第七條各号</u>」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第七條各号」と、同条第一号中「<u>法第七條第一号</u>」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第七條第一号」と、「住宅団地」とあるのは「住宅団地(移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用に供する土地を含む。以下同じ。)」と、「合算額」とあるのは「合算額(当該取得及び造成後に譲渡する場合にあつては、適正な時価を基準として算定した当該譲渡に係る対価の額を控除した額。)」と、同条第三号中「<u>法第七條第三号</u>」とあるのは「東日本大震災復興特別区域法第五十三條第二項の規定により読み替えて適用する法第七條第三号」とする。</p> <p>3 (略)</p>

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第九条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 推進計画区域における特別の措置</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第六条・第七条)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第七条 削除</p>
改正前	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 推進計画区域における特別の措置</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 津波からの避難に資する建築物の容積率の特例(第六条)</p> <p>第三節 集団移転促進事業に関する特例(第七条)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三節 集団移転促進事業に関する特例 (集団移転促進事業に関する特例)</p> <p>第七条 法第十六条第二項の規定に基づき都道府県が防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画を定める場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十七年自治省令第二十八号)別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第三号様式の規定の適用については、これらの規定中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とする。</p>

(国土交通省組織規則の一部改正)

第十条 国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(都市防災対策企画室及び都市防災調整官) 第四十六条 (略)</p> <p>2 都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に 関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>
改正前	<p>(都市防災対策企画室及び都市防災調整官) 第四十六条 (略)</p> <p>2 都市防災対策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を 促進する事業の援助及び助成に関する制度の企画及び立案に関する こと。</p> <p>四〇八 (略)</p> <p>三・四 (略)</p>

(地方整備局組織規則の一部改正)

第十一条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一（第一条関係）

<p>事務</p>	<p>一～四（略） 五 水防に関する事務であつて、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第四項及び第五項、第十五条の九第一項、第十六条第一項及び第二項、第二十七條第二項、第四十七條第一項並びに第四十八條に規定するもの 六（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>地方整備局</p>
<p>一 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であつて、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの イ・ロ（略） ハ 河川法第十六條の五第二項並びに河川法施行令第十</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>区域</p>

改正前

別表第一（第一条関係）

<p>事務</p>	<p>一～四（略） 五 水防に関する事務であつて、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項、第三項及び第四項、第十五条の九第一項、第十六条第一項及び第二項、第二十七條第二項、第四十七條第一項並びに第四十八條に規定するもの 六（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>地方整備局</p>
<p>一 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理並びに水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事務であつて、指定区間内の一級河川に係る次に掲げるもの イ・ロ（略） （新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>区域</p>

(略)	条の九第一項及び第四項に 規定する事務 三 (略) ホ 河川法施行令第二条第一 項第八号に規定する事務 ヘ (略) ニ (略)
(略)	
(略)	
(略)	三 ハ (略) 河川法施行令第二条第一 項第七号に規定する事務 ホ (略) ニ (略)
(略)	
(略)	

附 則

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。